

令和6年7月31日

令和6年7月25日から的大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和6年7月25日から的大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 14団体(9市2町3村)

秋田県 横手市、由利本荘市、にかほ市
山形県 鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、
大蔵村、鮭川村、戸沢村、庄内町、遊佐町

2 繰上げ交付額

秋田県	横手市	1,437百万円	由利本荘市	1,274百万円
	にかほ市	381百万円		
山形県	鶴岡市	1,611百万円	酒田市	970百万円
	新庄市	342百万円	寒河江市	333百万円
	村山市	340百万円	尾花沢市	347百万円
	大蔵村	141百万円	鮭川村	150百万円
	戸沢村	175百万円	庄内町	362百万円
	遊佐町	253百万円		
合計				8,116百万円

3 日程

令和6年7月31日(水) 交付決定

令和6年8月 1日(木) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 畑中、藤原、神野
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)